

令和 4年 第4回臨時会

西川町議会会議録

令和4年 9月30日 開会

令和4年 9月30日 閉会

西川町議会

令和4年西川町議会第4回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	4
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	2 2
○署名議員	2 3

令和4年西川町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

令和4年 9月30日(金) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 50号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議第 51号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について

議第 52号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第4号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 50号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

議第 51号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について

議第 52号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第4号)

出席議員（10名）

1番	後藤一夫議員	2番	荒木俊夫議員
3番	佐藤仁議員	4番	佐藤光康議員
5番	菅野邦比克議員	6番	大泉奈美議員
7番	佐藤耕二議員	8番	佐藤幸吉議員
9番	伊藤哲治議員	10番	古澤俊一議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	政策推進課長	荒木真也君
会計管理者 兼 出納室長	土田伸君	健康福祉課長	佐藤尚史君
町民税務課長 兼 産業振興課長	工藤信彦君	商工観光課長	土田浩行君
農委事務局長 兼 建設水道課長	眞壁正弘君	病院事務長	飯野勇君
学校教育課長	安達晴美君	生涯学習課長	奥山純二君
監査委員	高橋將君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松田一弘君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

○古澤議長 おはようございます。

◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第4回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番 荒木俊夫議員、
3番 佐藤仁議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。

本日、令和4年第4回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結議案や、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費についての補正予算案など、急ぎ、審議いただく事件が生じてまいりましたので、本日臨時会を招集いたしましたところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、臨時会のあいさつといたします。

○古澤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第50号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、議第51号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について、議第52号 令和4年度西川町一般会計補正予算（第4号）。

以上、3議案を上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案について、ご説明申し上げます。

議第 50 号につきましては、西川町の特定事務を取り扱う郵便局の指定について、でございます。西川町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条 第 3 項の規定に基づき、提案するものでございます。

議第 51 号につきましては、令和 4 年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について、でございます。令和 4 年度西川町水沢温泉館大規模改修工事について請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条 第 1 項 第 5 号の規定により、提案するものでございます。

議第 52 号につきましては、令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,629 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 61 億 9,751 万 7,000 円といたすものでございます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対策及び急を要する事務事業の経費にかかる補正でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費にかかる補正につきまして申し上げます。第 3 款 民生費につきましては、町民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 5 万円をプッシュ型で支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費 3,210 万円、65 歳以上の高齢者のみの世帯、重度障害者世帯や、ひとり親世帯で町民税非課税世帯に対する暖房代補助金 150 万円をそれぞれ追加し、3,360 万円を追加するものでございます。

次に、急を要する事務事業の経費にかかる補正につきまして申し上げます。

第 2 款 総務費につきましては、官民連携や企業版ふるさと納税の推進などにかかる普通旅費、事務用消耗品費および食糧費 139 万 6,000 円、大井沢支所で取り扱っている各種証明書の請求及び発行業務を大井沢郵便局に委託するための経費 17 万 4,000 円をそれぞれ追加し、157 万円を追加するものでございます。

第 6 款 農林水産業費につきましては、西川町山菜王国推進協議会運営資金貸付金 600 万円を追加するものでございます。

第 7 款 商工費につきましては、観光協会看板商品事業補助金 346 万 4,000 円、温泉ガストロノミーツアー事業費 91 万 5,000 円、ふるさと納税や商工観光各種イベント推進のための会計年度任用職員雇用に要する経費 74 万 7,000 円をそれぞれ追加し、512 万 6,000 円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第 14 款 国庫支出金 4,030 万円、第 15 款 県支出金 75 万円、第 20 款 諸収入 600 万円をそれぞれ追加し、第 18 款 繰入金 300 万円を減額し、それでもなお不足する額については、第 10 款 地方交付税 224 万 6,000 円を充てるものでございます。

以上説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当の課長より説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 50 号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 おはようございます。

議第 50 号 西川町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、につきまして、補足説明を申し上げます。

はじめに、この指定を行う目的についてであります。大井沢支所において、現在取り扱っております各種証明書の請求及び発行業務について、新たに大井沢郵便局において取り扱わせようとするために、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき指定するものであります。

次に、指定の内容についてであります。お手元の議案書をご覧いただきたいと存じます。

1、指定する郵便局の名称は、大井沢郵便局であります。

2、指定する大井沢郵便局において取り扱う事務は、(1) 戸籍謄本等又は除籍謄本等の交付の請求の受付及び引き渡しに関する事務。(2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引き渡しに関する事務。(3) 住民票の写し等又は除票の写し等の交付の請求の受付及び引き渡しに関する事務。(4) 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引き渡しに関する事務。(5) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引き渡しに関する事務、であります。

3、指定する大井沢郵便局において取り扱う期間は、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 3

月 31 日までとし、本町及び日本郵政株式会社のいずれもが当該期間満了の 3 カ月前までに事務の取り扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長し、以後も同様とするものであります。

以上のおおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、佐藤耕二議員。

○7 番（佐藤耕二議員） 2 点お尋ねしたいというように思います。

まず 1 点目はですね、この 3 番目にあります令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日、つまり 3 カ月間ですけれども、したここの日にちの理由って言いますか、その状況を教えていただきたい、というふうに思います。

それからもう 1 点は、この指定が可決されれば、実際は郵便局で取り扱う業務が始まるのは、1 月 1 日からというような理解でよろしいのかどうか、お尋ねしたいというように思います。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

大井沢郵便局において、取扱いを行う期間の始まり、これを令和 5 年 1 月 1 日と設定いたしました理由ということでございます。

一般的に各種証明書の請求、及び発行業務が増加する 3 月から 4 月の年度末、年度初めの時期までに、大井沢郵便局と町のほうで実際担当しております町民税務課の連携を確立し、大井沢郵便局での正確・迅速な引き渡しに努める必要があるという考えなどから、この 1 月 1 日から行おうということで、本町と、あと日本郵便株式会社のほうで、これまでの協議の中で詰めてまいった、というところでございますので、よろしくご理解くださるよう、お願ひ申し上げます。

2 点目でございます。2 点目の実際に始まる開始の時期というご質問でございますけれども、これにつきましては申し上げたとおり、令和 5 年 1 月 1 日から行うということで、双方合意して、本日この指定の可決をいただきましたら本格的な準備のほうに入ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解くださるよう、お願ひします。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番(佐藤耕二議員) そうしますと、1月1日から実際業務を行うということですが、そうしますと地元住民への周知の徹底なんかは、やはりお知らせのみの周知徹底というかたちになるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

地元大井沢地区の皆さま方に対する周知ということでございますけれども、議員からご指摘のありました、当然町のお知らせ版等での公布、あるいは若い方向けというのが現状になろうかと思いますが、LINE、ホームページ、そういったものの電子媒体での公布の他に、地元のほうとも協議いたしまして、更なるご説明ということも視野に入れながら、今後周知の方法についても進めてまいりたいということで考えておりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 他、ございませんか。

2番、荒木俊夫議員。

○2番(荒木俊夫議員) ちょっと細いんですけど、5点ほど、お聞きしたいと思います。

第1点目については、郵便局は民間会社でありますけれども、このデータ通信のシステム、どのように構築なさっているのか。データの保護関係ですね、1点目お聞きしたい。

2点目については、先ほど補正予算の説明の中で、委託料3カ月間で17万4,000円というように出ておりました、月にすると5万8,000円ですか。これについてはですね、この地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、この取り扱いの中で、例えば一定的な基準額、委託の基準額っていうのは、何か示されているのかどうか。

もう1つは、これは基準額であって、発行件数が例えばゼロであっても同じなのか、それとも発行件数が増えると加算していく方式なんかあるのかどうか。これを3点目でお聞きしたいと思います。

4点目については、現在窓口で発行している場合だと8時半から5時15分まで発行しているわけですが、郵便局で行う場合の取り扱いの時間というのはどのようになるのか、お聞きしたい。

5点目なんですけども、今回取扱いの期間を5年1月1日から3月31日とありますけども、これ、こういった、いろいろ検討なされて進めたわけで、3年の長期契約ってなぜしなかったのかな、というふうに思っているんですけども、以上5点について、お伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の、データの保護、通信関係でありますけれども、保護といたしましては専用の回線によるFAXでのやり取りというふうなことで、保護を、対策を考えているところであります。

あと委託料につきましては、月額の設定額で1万円。更に件数によってかかってまいります、1件当たり300円の経費、それから一般管理費としまして20%相当の額というふうなことの積算となっているところであります。

あとこの基準額でありますけれども、基準額というものは、示されておりませんので、見積り等を徹して調整をしていくというふうなこととなっているところであります。

あと取扱いの時間につきましては、今後の協議によるところでもありますけれども、役場の開庁時間と同じ時間で調整を図っていきたいというふうに考えておりますが、今後の協議というふうなところでもあります。

あと、長期契約の関係でありますけれども、あくまでも長期契約につきましては、まずは先ほど総務課長からも説明がありましたけれども、このような期間でまずは契約をさせていただいて、あとは年度単位の更新というふうなことで、継続更新というようなかたちの契約のかたちを取らせていただいておりますので、来年度以降につきましても、予算を提案させていただいた上で、業務の委託のほうは継続したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 2、荒木俊夫議員。

○2番（荒木俊夫議員） はい、ありがとうございます。

そうしますとFAXで送信するということでもありますけども、そうしますとこちらの住民課のほうの窓口でFAXを受けて全部準備して、送ってやるということになるので、郵便局さんは受け渡しの業務だけしかないってことですね。そうすると、職員の方の業務っていうのはそんな減らないのかな、というふうに思ったところでした。ただ、向こう

に人を配置する必要がない、という点ぐらいしかないのかな、というふうに思ったところ
であります。件数的に、そんな多いかどうか、ちょっと分かりませんが、あるのかな、
というふうに思っております。

あと取扱い時間ですけれども、郵便局さんのほうの勤務時間っていうのはあると思うんで
すけれども、それが行政の時間と同じなのかどうか、私ちょっと分からないんですけれども、
それでいいのかどうか、っていうことですね。

あと、こういった業務の委託って言いますか、業務を指定して、していただくってなる
と、ある程度のお互いの安心感というものが必要になってくれば、指定管理と同じように、
ある程度長期に安定感をもってするべきではないかな、というふうに思ったところであ
りますので、ご回答お願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 荒木議員のただ今のご質問でありますけれども、議員おっしゃるとおり、
双方で安定した行政サービスができるように、ということで、連携を図って対応を進めた
い、というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 他、ございますか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 1点だけお尋ねをします。

大井沢郵便局に業務を委託するわけですが、町職員は知り得た情報、あるいはい
ろんな事案について、守秘義務というのがあるわけですが、郵便局に委託した場合に、民
間会社に委託したときに、町民の個人情報について、どういうふうに民間会社に対して対
応していくのか。その辺の関係については、どういった取り決めをなされているのか、お
尋ねをしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 ただ今の伊藤議員のご質問でありますけれども、守秘義務の取り扱いであ
ります。関係法令に基づきまして、守秘義務も課せられているというふうなことでありま
す。また、その対応につきましては業務の打ち合わせ、更には随時の確認というふうなこ
とで、守秘義務の適正な管理に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろし
くお願いいたします。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） そうしますと、大井沢郵便局の職員に対して、そういう守秘義務を課していくということによろしいんですね。

○古澤議長 答弁は、土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 議員のおっしゃるとおりであります。法律に基づきまして、法律的にも守秘義務が規定されておりますので、法令の遵守に努めていただくと、で、尚且つ先ほど申し上げたとおり、適時確認をさせていただいて、業務に当たっていただくというふうなことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 他に、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について、を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田商工観光課長。

〔土田浩行商工観光課長 登壇〕

○土田商工観光課長 議第51号 令和4年度西川町水沢温泉館大規模改修工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、株式会社佐藤建設、高子建設株式会社、林建設株式会社、大東建設株式会社、株式会社黒田組の5社を指名し、9月26日に入札を行った結果、西川町大字入間334番の1乙地、株式会社佐藤建設代表取締役 佐藤重信が、1億7,000万円で落札いたしましたので、消費税込み1億8,700万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等につきましては、配布いたしました議案参考資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

設計金額は、消費税抜きで1億7,260万4,000円、予定価格も同額となっております。

工事の内容につきましては、老朽化した浴室と脱衣所、及び目隠しフェンスの改修と、サウナ施設の整備をするものであります。

工期は令和5年3月31日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） 予定、設計の金額と、町の予算、で当初予算だと1億6,000万ぐらい大規模改修であったわけですが、この前の補正予算で3,000万のサウナ契約ということで、ちょっと今の説明で当初の大規模改修と3,000万の補正予算をひくくると、この1億7,000万プラス消費税というふうな認識でいいのかが1点と、あとこれは電気設備工事もあると思うんですけど、それは込みなのか、別途発注なのか、お願いしたい。お聞きします。まず、それお願いします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

1点目の当初予算プラス補正予算という金額であります、そちらもその通り、2つ足した金額が今回の予算になっております。

あとは電気設備も込みの金額で発注させていただいております。以上です。

○古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番（佐藤仁議員） そうしますと、これは当初予算のほうで1億6,000万ぐらいあったわけですが、それにプラス3,000万足すと約1億9,000万になるわけですが、その設計の予定価格と今回の発注した金額で200万ほどしか差がないわけですが、それは、この前の補正予算は1億6,000万プラスした金額なのか。何かこの前の補正予算だと、3,000万マイナスして、1億4,000万なんぼとあって、これちょっと分かりづらいところもあった。あれは別個のやつなのか、そこら辺の計算がちょっと昨日ちょっと夜見えて合わなかったの、どういうふうな予算の組み立てなのかな、というのが1点ありましたので、再度ちょっとそこだけお願いします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 工事請負費につきましては、当初の部分とプラス 3,000 万。3,000 万っていうのはサウナが後で追加されましたので、その分を見込んで、後は目隠しフェンスも追加になった、ということで、その辺の費用も含めてですね、計上させていただいたところでございます。

○古澤議長 3 番、佐藤仁議員。

○3 番（佐藤仁議員） 私の質問の仕方が悪いのか、ちょっと質問とあれがかみ合わないんですけど、3 回目しか質問できないので、これ以上質問できないのであれなんですけども、別に私やる業者に関しても問題ない、ただ疑問に思ったところを聞いただけです。

それで、例えばの話ですけども、今回は大規模改修です。事前の調査をやっているとはいうものの、天上・床・壁を開けてみて、ありゃっというようなところもやっぱり出てくるかと思えます。そういうときの対応の仕方を迅速に、やっぱりやっていただきたい。比較するわけじゃないですけど、今みどり団地、合せて 3 億近くの仕事を 6 社でやっています。電気設備入れてですね。そうしますと、1 カ月の売上げなんかは、1 社あたり 2,000 万もならない。今回の工事ですと 1 社で 1 カ月あたりの金額が 3,000 万以上の工事をやると、非常に大変なわけですので、やっぱり設計事務所、建設会社、発注者が三位一体となって、やっぱりいろいろな問題が出てきた場合に結論を最終的に出すのは行政、発注者側ですので、そこら辺はきちんと。でないと工期に間に合わなくなるような恐れもありますので、そこら辺は十分大変だと思いますけども、お願いをしておきたいというふうに思います。別に私、業者の肩を持つわけじゃないんですが、非常に大変な仕事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 51 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第 52 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 4 号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

○佐藤総務課長 議第 52 号 令和 4 年度西川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算をご覧いただきたいと存じます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,629 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 61 億 9,751 万 7,000 円といたすものであります。補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費にかかる補正であります。

始めに、歳出についてご説明を申し上げます。予算書の 8 ページ、3 歳出をご覧ください。歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

8 ページの第 2 款 第 1 項 第 1 目 一般管理費につきましては、官民連携や企業版ふるさと納税の推進などに係る町長出張旅費としての普通旅費 100 万円。町長出張の際の訪問先などへのお土産購入費として事務用消耗品費 11 万円。町長打ち合わせの際などの食糧費 28 万 6,000 円をそれぞれ追加するものであります。

第 6 目 支所及び出張所費につきましては、先ほどご可決を賜りました大井沢支所で取り扱っている各種証明書の請求及び発行業務を大井沢郵便局に委託することに伴い、F A X 用トナー購入費として、事務用消耗品費 1 万円。業務連絡用携帯電話充電器購入費として、施設用消耗品費 4,000 円。同じく携帯電話及び帳票出力用 F A X 回線使用料として、電話料 1 万 6,000 円。業務連絡用携帯電話及び F A X 回線契約事務手数料 5,000 円。業務委託料 6 万 8,000 円。F A X 回線引き込み工事請負費 1 万 2,000 円。業務連絡用携帯電話及び帳票出力用 F A X 機器購入費 5 万 9,000 円を、それぞれ追加するものであります。

第 3 款 第 1 項 第 1 目 社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍と、電力・ガス・食料品等価格高騰が相まって、負担が増加していることを踏まえ、政府が令和 4 年 9 月 20 日に令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を閣議決定し、特に家計の影響が大きい、町民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 5 万円をプッシュ型で支給することが決定された

ことに伴い、会計年度任用職員の報酬 40 万円、職員の時間外勤務手当 20 万円、会計年度任用職員の共済組合負担金 6 万円、同じく通勤手当として、費用弁償 1 万円、次のページをご覧くださいまして、通知用封筒等購入費として事務用消耗品費 15 万円、公用車両用燃料費 3 万円、確認書及び支給決定通知書等送付の郵便料 17 万円、口座振込手数料 4 万円、システム改修及び電算処理業務委託料 104 万円、第 9 節 扶助費として 600 世帯に対する支援給付金 3,000 万円をそれぞれ追加し、第 18 節の負担金補助及び交付金は、コロナ禍と原油価格高騰が相まって負担が増加していることを踏まえ、65 歳以上の高齢者のみ世帯、重度障がい者世帯およびひとり親世帯で町民税非課税世帯に対する暖房代補助金 150 万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施に係る生活支援臨時特別事業費補助金 3,210 万円、暖房代補助事業の実施に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 75 万円、山形県灯油購入助成事業費補助金 75 万円、をそれぞれ追加し、国県支出金として 3,360 万円を追加するものであります。

第 6 款 第 1 項 第 4 目 農業振興費につきましては、町特産の山菜・きのこの生産、流通を通じた就業の場の確保、所得向上、雇用増大、観光交流等の地域活性化を図ることを目的とする西川町山菜王国推進協議会を支援するための運営資金貸付金 600 万円を追加するものであります。特定財源のその他の欄に記載いたしております 600 万円の追加につきましては、西川町山菜王国推進協議会運営資金貸付金収入であります。

次のページをご覧くださいまして、第 7 款 第 1 項 第 1 目 商工総務費につきましては、ふるさと納税や商工観光各種イベント推進のための会計年度任用職員の雇用に伴い、報酬 66 万 8,000 円、期末手当 2 万 9,000 円、通勤手当として費用弁償 5 万円をそれぞれ追加するものであります。

第 3 目 観光費につきましては、その土地ならではの食やお酒を楽しむ、自然や歴史、習慣などを知る旅行スタイル、いわゆる温泉ガストロノミーウォーキングの実施に伴い、事務用消耗品費 133 万 4,000 円、温泉ガストロノミーツーリズム推進機構への手数料 2 万円、実施業務委託料 856 万 1,000 円をそれぞれ追加し、実施業務委託料の追加により、事業補助金 900 万円を減額、雪国体験ツアー事業が観光庁の看板商品創出補助事業に採択されたことに伴い、一般社団法人月山朝日観光協会への観光協会看板商品事業補助金 346 万

4,000 円を追加するものであります。

特定財源につきましては、看板商品創出事業補助金 745 万円を、国県支出金として追加し、その他の欄に記載いたしております 300 万円の減額につきましては、西川町ふるさとづくり基金繰入金であります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が 3,360 万円、急を要する事務事業に要する経費が 1,269 万 6,000 円の追加であります。

次に、歳入について、ご説明を申し上げます。6 ページ、2、歳入をご覧ください。歳入につきましては、ただ今、歳出の特定財源でご説明を申し上げました、各事務事業の実施に伴い、第 14 款 国庫支出金 4,030 万円、第 15 款 県支出金 75 万円、次のページをご覧ください。第 20 款 諸収入 600 万円をそれぞれ追加し、第 18 款 繰入金 300 万円を減額し、それでもなお不足する額については、6 ページをご覧ください。第 10 款 地方交付税 224 万 6,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、菅野邦比克議員。

○5 番（菅野邦比克議員） 何点かちょっとお聞きしたいと思います。

第 7 款の 3 目 観光費ですけれど、ここに実施事業の委託料からずっとあるわけですが、金額もないし、総額は分かりますけれど、内訳の表示をしないっていうのは何かあるんでしょうか。もし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから温泉ガストロノミーツアーの補助金で、説明の中に 91 万 5,000 円追加とあるんですけども、これは看板商品の中に含まれているのかどうか、そこ、ちょっと確認したいんですけど。ガストロノミーの追加分だけ載っておりませんので、どこに包含されているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○古澤議長 1 点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 菅野議員からご質問がありました、1 点目の予算書の作成の仕方ということになるかと思いますが、委託料に係る、それぞれの項目ごとの予算額の表示の件につきまして、お答えさせていただきます。

本町では委託料もさようでございますし、あとは工事請負費ということになりますけれども、これらについては、予算として議会のほうでご審議を賜り、ご可決なつて、その後、当該年度、あるは補正であればその後速やかに執行すると、こういうことになるわけでございますが、業務委託にいたしましても、工事請負にいたしましても、入札等に付して行うケースがほとんどである、というようなこともございますので、予算書からはそういった個別の金額というのは記載いたしていないというのがこれまでのやり方でさせていただいております。

予算書そのものも販売というものも行っておりまして、実費負担をいただければ、予算書も販売しているという、やはり開かれた行政ということで心掛けておりますので、販売いたしておりますので、その工事請負費、業務委託料、それぞれの個々に金額を明示するというのは如何なものか、というようなことも含めながら、これまでいろいろやりながら、本町で得た結論ということでやらせていただいておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上が1点目でございます。

○古澤議長 2点目は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 今回のこの補正予算でありますけれども、10ページにあります、18節 温泉ガストロノミーツアー事業補助金 900万円減額しておりますけれども、こちらは補正で置いたわけですが、今回の看板商品の採択を受けまして、金額が若干増えております。900万のところは989万5,000円ということで増えましたので、その分をさらに項目ごとにですね、支出項目、当初は支出項目ごとに振り分けたということで、まぶられてるというふうなことで、お願いしたいと思っております。

以上です。

○古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

○5番（菅野邦比克議員） はい、ありがとうございます。

今の話ですと、最初の質問の答弁ですけど、この委託料については入札で今までやっているということですけども、今回もこの一、二ずっとありますけれども、これ全部入札するんでしょうか。ちょっと私分らないので、教えていただければ。こうなっているんだ、って言うのであれば、それなんですけど。

あと温泉ガストロノミーツアーの91万5,000円で、実際900万減額なつて91万5,000

円になりますので、だいたい最初の 900 万から 991 万 5,000 円になるという理解でよろしいでしょうか。増えるということによろしいんですか。

○古澤議長 1 点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 1 点目の入札等のご質問に、お答えさせていただきます。

工事請負費もさようでございますが、業務委託につきましては、今回のも、とこういうことでございますが、入札、合わせまして見積もり合わせというのもございますので、相手方に最初から私どもの個別の予算を明らかにしているというのは、これまではございません。相手は相手でこの業務を行うに際して係る経費等を積み上げながら、これの金額であればやりますと、やれるというようなかたちで、見積書ということで出されることもありますので、そういったことでやることがありますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。見積もり合わせも当然やっておりますので、金額は、1 つ 1 つは…（音声なし）…こういうことでございます。よろしくお願ひします。

○古澤議長 2 点目の答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 看板商品創出事業、交付金になりますけども、こちらにつきましては採択を受けているのが総事業費としまして 989 万 5,000 円でございますので、当初はここを 900 万というふうに見ていたわけですので、その分で増えてきております。ということでございます。

あとはもう 1 つ、同じくこの看板商品の事業でありますけども、観光協会でも取っているというふうなことで、増えているところも、補助金ということで、増えているところもございます。

以上です。

○古澤議長 今に対して、追加答弁、菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。よろしいですか、議長、すみません。

分かりづらい説明だったんですけども、お詫び申し上げます。振り変わったかどうか、振り替わったということです。

以上です。

○古澤議長 5 番、菅野邦比克議員。

○5 番（菅野邦比克議員） 最初の入札、それから見積もり合わせ、実際に見積もり合わせでも何社か来ているという状態なのか、1 社なのか、ちょっと分かりませんが、今まで

もそういう状態でやってきたということですよ。

前回の補正のときも、ここ、数字、全然入っていませんでしたので、我々一般的に考えるとこの予算にもった数字が、合計が出ているのに、こちらの項目ごとにないのはなんでかな、と思ってちょっと質問させていただいたところでございます。

あとガストロノミーについては全体としては増えたという認識のようですけども、いろんな事業に、モニターとか、上の事業に振り変わったというふうなことと、理解しておりますけども、そういう点で、委託料とかモニターバス委託料、そちらのほうに 900 万のほうから振り替えになったという理解でよろしいんですか。

○古澤議長 答弁は、菅野町長。

○菅野町長 補正予算で 900 万というふうに書いていたかと思えます。これは、補助金が取れるかどうか、分からない状態でチャレンジしました。ただ、前も申し上げたとおり、民間がやるか、補助金が取れたら町主体でやります、ということは、前回ご回答したかと思えます。その時には、補助金が消費税込みの値段じゃなかったってだけです。消費税込まない部分の補助金は、貰えます。多分増えた分って、消費税分じゃないですかね。だから増えた分っていうのはどうしてもこちらのほうで負担しなくてはいけない、補助金を取ったとしても消費税は込まれていないので、その消費税分が増えました、と。あとは、900 万分は補助金のほうで職員が頑張っってしっかり取りました、と。国から全額、消費税込まない分はですね、いただいた、ということでございます。

○古澤議長 他、ございませんか。

9 番、伊藤哲治議員。

○9 番（伊藤哲治議員） 6 款 4 目 農業振興費ですけれども、西川町山菜王国推進協議会運営資金貸付金というのが 600 万円ありますけれども、これは貸付けですので助成じゃないので、元々戻ってくるというふうな理解だと思うのですが、この山菜王国推進協議会っていうのはどこにあって、この 600 万の貸付けっていうのは、どういう、人件費に使うのか、事務費に使うのか分かりませんが、どういう内容で使っていくのか。貸付けですので、返済は今年度中なのかね、それとも 1 年後なのか。その辺についてはどうなっているのか、お尋ねをします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 伊藤哲治議員のご質問にお答えいたします。

こちらは農山漁村振興交付金ということで、国の交付金を取ってする事業でございますので、貸付けにつきましては、その協議会を作って運営するというふうなことでありますので、この協議会を作って、その協議会が事業をするということでもあります。協議会に補助金は入るのですが、補助金が入ったら町のほうに返していただく、というふうなことになります。今年度内ということですよ。

以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今年度中に、その国のほうからの補助金が入ったら、この貸付金は戻すということですよけれども、この協議会っていうのは今から作るんですか。今の担当課長の話ですと、今から作って、そこに貸付けをしていくんだ、というふうに思ったんですが、その協議会の実態っていうのはどうなっているのか、お尋ねをします。

○古澤議長 答弁は、菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

協議会のほうは、まだ作られておりません。というのも農林水産省からの補助金でございまして、こちらのほうも職員が頑張って、初めて書いて取ったものでございます。これは3年事業になります。1年目は600万円、2年目は350万円、3年目が100万円、というふうなことで、3年の事業になります。9月に認定を受けたばかり、9月上旬に認定を受けたばかりでございまして、まだ経費のほうを農林水産省のほうに精査いただいてまして、もう作っていいと、協議会を作っていいというような段階にはまだ至っておりません。ただ、10月中にはその協議会が発足するものと、予定で進めております。

また、先ほどご質問のございました、何をするのか、ということでございますけれども、西川町の課題解決に資するような事業ということで、必要だと認められているものでございます。

具体的には、西川町の山菜の量、物流量というのは、今西川町に情報公開請求しても具体的な数字は出せません。出せるのは、直売所での販売数量、販売量でございます。一方で、他の関係人口を推奨しているということ、進めていくという段階になりますと、首都圏のほうから西川町の手菜をぜひ買いたいと。ただ、2日前に注文して、その当日に来ないと商売になりません、というふうなオーダーを、4件の店から受けております。こういったことに対応するためには、まず手菜の量、誰が、どの種類を、どれくらい作っている

か、ということ把握しなくてはなりません。こういった調査業務、データの整備、またその整備を行う人件費、受発注、首都圏からの飲食店からの受発注のシステムづくり、これをアドバイスするアドバイザー、そういった人件費、--ごめんなさい、調査費、人件費、プロモーション費、データ整備の事業に使われることになっております。予定しております。以上です。

○古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

○9番（伊藤哲治議員） 今町長のほうから説明ありましたが、農林水産省の3年間の事業ということで、申請をしたと、取れたと、ということですが、最初は600万、次の年は350万で、次は100万ということですが、その取るときに3年間の事業計画を、こうやって西川町はそういったかたちで山菜をきちんと出荷、あるいは発注までしていく、ということによって事業計画をたてて、それが認可されたと思いますけども、その辺の内容については、今プロモーションとか、それからアドバイザーとか調査、いろいろありましたけれども、もう少しちょっと具体的にその辺あったらお尋ねをしたい、というふうに思います。

600万取れたというのが、600万貸し付ければ、それは事業費が入ってくれば、交付金が入ってくれば、その時点で返済をする、という理解でよろしいのか。そこ2点、お尋ねをします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 伊藤哲治議員のご質問にお答えいたします。

まずは計画ということですが、令和4年度につきましては、600万ということがありますけども、まずは山菜の収穫量の調査であります。あとは担い手の確保に向けたワークショップなどを開く。あとは耕作放棄地もございますので、その管理の改善をするためのワークショップの開催、あとは新しいそういったメニューですね、山菜のメニューというようなことでの開発。あとは首都圏へ販路拡大するということで、その確保についても計画を立てていきたいということでもあります。

あとは首都圏のイベント等開けるような、計画ということで、今年度は考えております。令和5年度につきましては、更にそれを進めていくというようなことで、担い手の確保をしたり、というようなところもございますので、やっていくと、あと中間卸業者の担い手というようなところで考えております。令和6年度は更に首都圏への販路確保を行ってきたい、ということでございます。

そして貸付金につきましては、国の補助金が入り次第、その協議会に入り次第、役場の一般会計のほうに入れてもらう、というふうなことに、返していただく、ということになります。以上です。

○古澤議長 他、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 52 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和 4 年西川町議会第 4 回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

[閉会時刻 午前 10 時 35 分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員